

有事法制の慎重審議を求める意見書

政府が今国会に提出した、有事法制関連三法案については、国会で議論されているところである。

有事法制は、日本が武力攻撃された場合のみならず、「武力攻撃のおそれのある場合」や「武力攻撃の予測される事態」も「有事事態」と認定されるというものである。

また、「有事事態」を理由にこの法案では、地方自治体、電力、ガス会社など指定公共機関として、協力が義務付けられ、土地や家屋を強制的に使用することができる内容となっている。さらに、その命令に対して従わない場合には罰せられるということであるが、憲法上保障された国民の自由と権利に係わる重大な内容となっている。

沖縄県は、去る大戦で 20 数万人の尊い生命と財産が奪われ、県土は焦土と化した。

二度と悲惨な戦争を繰り返してはならないというのが県民の願いである。

沖縄県民は戦後、平和な島を建設しなければならないと願い続けてきたが、戦後 60 年近くになっても今なお、全国の米軍専用施設の 75%を集中させられ、基地による重圧を受けながら生活することを強いられてきた。

特に北谷町は、相次ぐ米軍や米兵による事件・事故による被害を被り続けている。

私たち町民の願いは、一刻も早い米軍基地の整理縮小であり、日米地位協定の改正である。当町議会は、事件事故が発生するたびに政府に対し、強くその改善方を要請してきたところである。

今回の有事法制は、県民の願いに反した新たな犠牲を強いるものとなるのではとの強い危惧の念を禁じ得ない。

よって北谷町議会は、町民の生命・財産を守る立場から、再び悲惨な戦争への道を開かないためにも有事法制については、国民の声をよく聴き慎重なる審議を強く求めるものである。

以上地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 14 年 6 月 13 日
沖縄県中頭郡北谷町議会